

米国経済・株式市場情報

NAFTA再交渉合意と日米共同声明にみる米国の狙い

自動車産業の米国内回帰で雇用増加を促進

- NAFTA再交渉が合意し、自動車産業などで新協定(USMCA) を締結予定。日米共同声明が公表され物品貿易協定交渉入りへ
- 米国の貿易政策の狙いは、自動車産業の米国回帰を最優先に貿易摩擦問題が続く中国へのけん制か？トランプ大統領は重要支持基盤である自動車産業労働者層への公約厳守をアピール

～トランプ大統領の公約であるNAFTA(北米自由貿易協定)の再交渉で合意～

● NAFTA再交渉が合意に至り、新協定はUSMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)と呼ばれ、自動車産業、乳製品、紛争解決などで新協定が結ばれる予定です。交渉の最大の争点とされた自動車産業では、北米での部材などの調達比率厳格化や時給16ドル以上の労働者が一定比率の部材を生産する必要がある賃金条項の導入も決まりました。比較的低賃金のメキシコ労働者には、賃金上昇の期待がある一方、北米に事業を展開する各国自動車メーカーは事業の見直しを迫られそうです。産業の米国内への呼び戻しを目的とする再交渉ですが、メーカーは新協定対応のコストよりも、ペナルティー関税を支払った方が効率的であるとし、自動車産業の米国回帰への効果は限定的との見方もあります。また、カナダ乳製品の市場が開放され、カナダ国内の乳製品価格維持システムなどが撤廃され、米国の乳製品等がカナダへ参入しやすくなります。カナダ酪農家からの批判もあるものの、既にTPP(環太平洋パートナーシップ協定)やEU(欧州連合)と同様の農産物市場の開放を行っており、平仄を合わせた形となりました。紛争解決処理においては現行通りとなりましたが、企業が国を提訴する国家と投資家間の紛争解決手続き(旧協定第11章)については段階的に撤廃されることとなりました。更に為替操作を禁止する条項も盛り込まれました。この条項は変動相場制採用の3カ国には不必要な条項のようですが、貿易摩擦問題で対立し、認定はないものの為替操作国との批判が熾ぶる中国へのけん制の意味合いがあると見られています。一方で、5月に米国による鉄鋼・アルミニウムへの関税(カナダ・メキシコが対抗措置として米国からの輸入品に課税)については交渉が行われておらず、別途協議が行われるものと思われる。

～日米共同声明を公表し物品貿易協定交渉入り。米国の狙いは自動車産業の雇用増加のみ？～

● 9月下旬に公表された日米共同声明文では、協定交渉の目的を日本側は農産品、米国側は自動車産業であるとの立場が明確にされています。NAFTA再交渉でも強硬な姿勢が示されたことから、米国の貿易政策で最優先されるのは自動車産業の国内回帰つまり雇用増加のみであるとの見方もあります。トランプ大統領の政策運営には、これまで国内外で様々な反応はあるものの、米国内では「必ず公約を守る」大統領として、その姿勢を評価する向きもあるようです。米国株式市場は、再交渉合意を好感する形で上昇しましたが、米中貿易摩擦は当面継続するとの見方がある上、一旦交渉を終えた国への貿易政策は中間選挙の結果次第で変更されることも考えられ、引き続き注視していく必要があるものと思われる。

図表1：NAFTA再交渉の主な合意事項

項目	主な合意内容
原産地規則	域内関税ゼロの条件として、自動車部材の原産地(北米)調達比率の引き上げ(2020年以降 62.5%⇒75%)
賃金条項	域内関税ゼロの条件として、自動車部材の30%は時給16ドル以上の地域で製造(2023年までに40%に引き上げ)
乳製品等	カナダ乳製品市場を開放。カナダは米国産の粉ミルクやチーズなどの低関税での輸入割当枠を再設定
紛争解決処理	保護政策などの国の協定違反により損害を受けた投資家が当該国を提訴する手続き(第11章)は廃止へ
サンセット条項	各国が次の16年間の更新意思を示さないと協定は失効(6年毎に3カ国は協定成果を検証)

図表2：日米共同声明(抜粋)

五、TAG(物品貿易協定)は双方の利益をめざし、交渉にあたって以下の両政府の立場を尊重する。

- ・日本は農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること。
- ・米国は自動車について、市場アクセスの交渉結果が自国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指すものであること。

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>